

(仮称) 厚木市環境教育等行動計画（素案）

厚木市 環境政策課

目 次

第Ⅰ章 計画の基本的事項	．．．．．
1 計画の策定に当たって	．．．．．
2 計画の位置付け	．．．．．
3 計画の期間	．．．．．
第Ⅱ章 環境教育の現状	．．．．．
1 厚木市の環境教育の現状	．．．．．
2 厚木市の環境学習施設	．．．．．
第Ⅲ章 環境教育の将来像	．．．．．
1 厚木市が目指す環境教育の将来像	．．．．．
2 各主体に期待する役割	．．．．．
3 将来像の実現に向けて	．．．．．
4 将来像の実現に向けた3つの視点	．．．．．
第Ⅳ章 厚木市の施策体系	．．．．．
1 施策の方向性	．．．．．
第Ⅴ章 進行管理	．．．．．

第Ⅰ章 計画の基本的事項

1 計画の策定に当たって

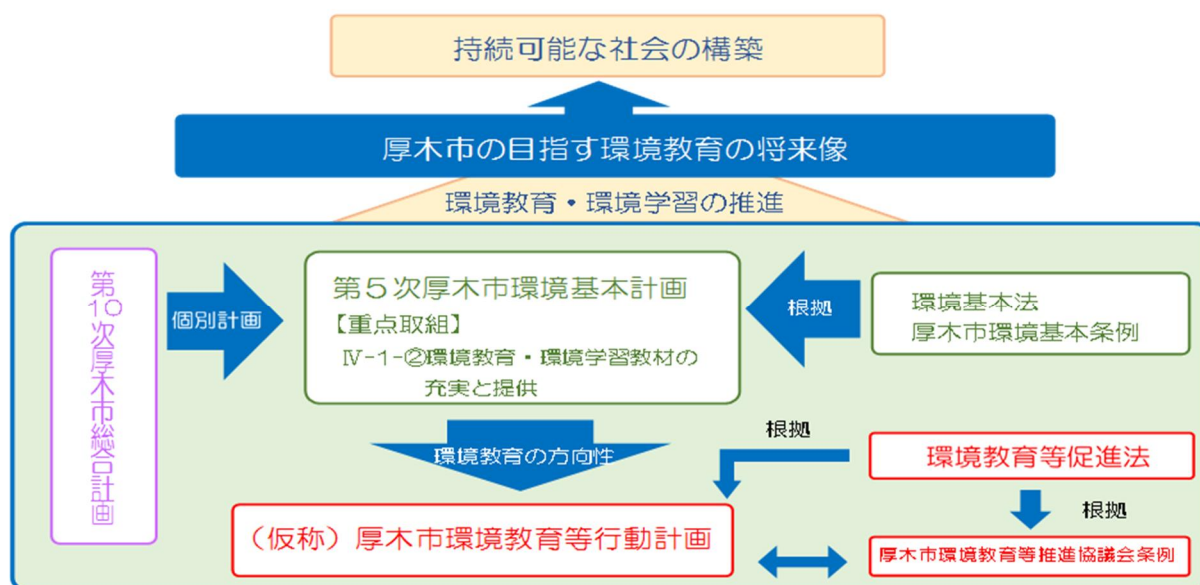
本市では、

近年は、カーボンニュートラルの推進、生態系バランスの崩壊、循環社会の構築など世界的な環境問題が提起されており、解決に向けた施策の実施が喫緊の課題となっています。

これらの課題は、市民の消費行動や事業活動と密接な関係があることから、市民や事業者が環境問題の本質を正しく理解し、環境負荷の少ない生活や事業活動へと速やかにシフトする必要があるため、環境教育・環境学習を体系的かつ持続的に実施するため「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下、「環境教育等促進法」という。）」に基づく行動計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「第10次厚木市総合計画」の環境分野の個別計画である「厚木市環境基本計画」を支える計画の一つであり、環境教育等促進法第8条に基づく行動計画としての側面を備え、本市の環境教育に関する方針と具体的な施策を示します。



3 計画の期間

令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までとします。

なお、令和8（2026）年度策定予定の第6次厚木市環境基本計画と整合を図るため、必要に応じ見直しを行います。

環境教育ってなに？

第Ⅱ章 環境教育の現状

1 厚木市における環境教育の現状

本市における環境教育は、第5次環境基本計画の重点取組として位置付けており、学校や家庭・地域など様々な場所で、子どもから大人まで幅広い世代を対象に取組を推進してきました。

しかし、持続可能な社会の構築のためには、市一丸となり環境課題に取り組む必要があります。そのためには、市民に環境への興味・関心を喚起し、より多くの方に行動を実践してもらう必要があるため、効果的な情報発信や市民の環境保全意識を高める機会を提供することが求められます。

また、これまで関心はあるが活動していなかった市民に向けて、情報発信とともに活動機会、場所を提供することも必要です。

今まで行政で実施している環境教育の取組の多くは、それぞれ事業担当課が単独で実施されており、連携が乏しい状況でした。それぞれの立場で実施していた取組を体系的に示し、環境教育に対する考えや情報、将来像を各主体と共有し市一丸となり取組を推進する必要があります。

厚木市の環境教育に係る事業担当課

- ・環境政策課【カーボンニュートラル、生物多様性に関すること】
- ・生活環境課【環境美化、生活環境の保全に関すること】
- ・環境事業課【ごみや資源に関すること】
- ・農業政策課【農業、鳥獣対策に関すること】
- ・文化生涯学習課
【自然環境とのふれあいの場の提供に関すること(七沢自然ふれあいセンター)】
- ・都市計画課【景観に関すること】
- ・公園緑地課【緑化、体験の場に関すること】
- ・河川ふれあい課【親水空間の保全に関すること】
- ・社会教育課【社会教育における環境教育に関すること】
- ・教育指導課【小中学校における環境教育の推進】
- ・青少年課【子ども科学館における環境学習に関すること】

2 厚木市の環境学習施設

厚木市は河川や森林等の自然が豊富にあり、身近な場所で自然と触れ合う様々な体験を行うことができます。自然との触れ合いは、環境保全意識を高めるだけではなく、環境問題について考えることにもつながる重要な機会です。

ここでは、厚木市が有する自然と触れ合える、環境について学べる施設を紹介します。

(1) あつぎこどもの森公園

四季の移ろいが感じられる里山の自然の中で動物を体感できる遊具での遊びや、田んぼでの自然体験などを楽しむことができる公園です。森には長い空中回廊があり、地上 10m の高さから鳥の気分になって谷戸(やと)をながめることができます。また、園内では貴重な動植物が大切に守られています

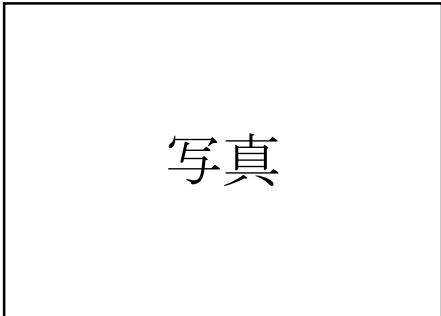
- ・所在地 厚木市中荻野 916-2
- ・開園時間 9 時～17 時（4 月～9 月）
9 時～16 時（10 月～3 月）
- ・入園料 無料
- ・公園面積 約 8ha



写真

(2) 七沢自然ふれあいセンター

豊かな自然に囲まれた中で、厚木市立の小中学校の児童・生徒や市民を始め、多くの方々が生涯学習を行うための宿泊施設です。レクリエーション、文化、野外活動、各種研修など、様々な体験活動を行うことができます。



写真

(3) 環境センター

環境センターでは、団体を対象に施設見学を受付けています。

ごみ収集車の搬入現場、ごみピットの様子など、説明を聞きながら見学することで、家庭から排出されたごみがどのように処理されるかを学ぶことが出来ます。また、現在令和7年度中の供用開始に向けて、ごみ中間処理施設の建設を進めており、同施設においても施設見学を受け入れる予定です。



写真

(4) 資源化センター

資源化センターでは、団体を対象に施設見学を受付けています。

集積所から運ばれてきた資源物の分別現場、缶・びん・ペットボトル等の処理工程など、職員の説明を聞きながら見学することができます



写真

第Ⅲ章 環境教育の将来像

1 厚木市が目指す環境教育の将来像

持続可能な社会の実現に向け、本市が目指す環境教育の将来像を次のとおり定めました。



2 各主体に期待する役割

厚木市の将来像を実現するためには、市民の皆さんの実践と協力が必要不可欠です。ここでは、環境教育に取り組む主体を5つに分け、それぞれに期待する役割を示します。

（１）家庭・地域

家庭は、社会集団の最小の単位であり、生活の中での選択や行動が、環境に大きな影響を与えます。また、家庭環境は、子どもの人格形成にも大きな影響を与えることから、環境教育の第一歩として最も重要な場所であると言えます。

家庭から外に意識を向けると、地域には、自治会、子ども会、老人クラブ、PTAなど様々な組織があります。地域の団体は、身近な環境を共有しているため地域課題の解決や環境教育の場として最適であると考えられます。

（２）学校等

学校等での発達段階に応じた学びを通じて、子どもたちが自ら課題を見つけ、学び、行動する力を発揮すること、子どもたちがそのような「生きる力」を育み、発揮するための取組が期待されています。

また、子どもたちの学びは、家庭にも影響を与えることが考えられます。

（３）市民団体

市民団体は、専門的な知識や意欲、情報を持って様々な分野で活動を展開しており、地域の課題解決に向けた活動を行う団体も多いことから、豊富な経験を生かした取組を行うことが期待されます。

また、市民団体間での連携は、互いの分野の知識や経験を相互に共有することで、より先進的な取組や課題解決に向け、多角的な

（４）企業

事業活動が環境に与える影響は多岐にわたります。このため、まずは事業活動による環境負荷を把握することから始め、さらには、環境負荷の低減や事業活動を通じた環境改善への貢献が期待されます。このような企業の取組は、企業の評価を高め、社員はもとより取引先、顧客、消費者の環境保全活動にまで波及する可能性があります。

（５）行政

多様な主体とともに地域課題を解決する役割があり、各主体に対しても大きな影響力を持っています。市内における環境教育をより発展させるためには、環境教育の機会を創出することに加え、各主体との連携・協力が必要です。

また、行政職員においては、環境意識を高め、率先して環境保全に取り組んでいくことが求められます。

３ 将来像の実現に向けて

将来像の実現に向け、市民、学校等、企業、市民団体、行政など各主体が連携・協力し、あらゆる場において、子どもから大人までのライフステージに応じた環境教育・環境学習を推進し、環境保全の意欲の増進を図ります。

さらに、各主体が積極的に参加し、自ら行動するとともに、相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されるよう各主体間におけるパートナーシップの構築に努めます。

4 将来像の実現に向けた3つの視点

市が目指す環境教育の将来像「●●●●●●●」を実現し、持続可能な社会を構築するため環境教育等を総合的・体系的に推進し、環境保全の意欲の増進を図ることによって、市民による「環境保全活動」の取り組みが広がるよう、3つの柱を立て、環境学習や環境保全活動を推進していきます。

STEP1 気付く

環境はあらゆる場面に気付く（学ぶ）機会があることから、環境について考える最初の一步として、自然に触れる、体験するなどの体験活動の充実や情報発信基盤の充実を図り、「自然や暮らしから環境問題に気付き、自ら考え、問題に対して自分なりの答えを見つける」ことができる人・地域づくりを推進します。



STEP2 深める

環境への気付きだけに留めるのではなく、主体的に考え、取り組むことができるよう学習機会の提供、教材・プログラムの整備・活用など「環境への理解を深めるとともに問題の解決に向けて主体的に取り組む」ことができる人・地域づくりを推進します。

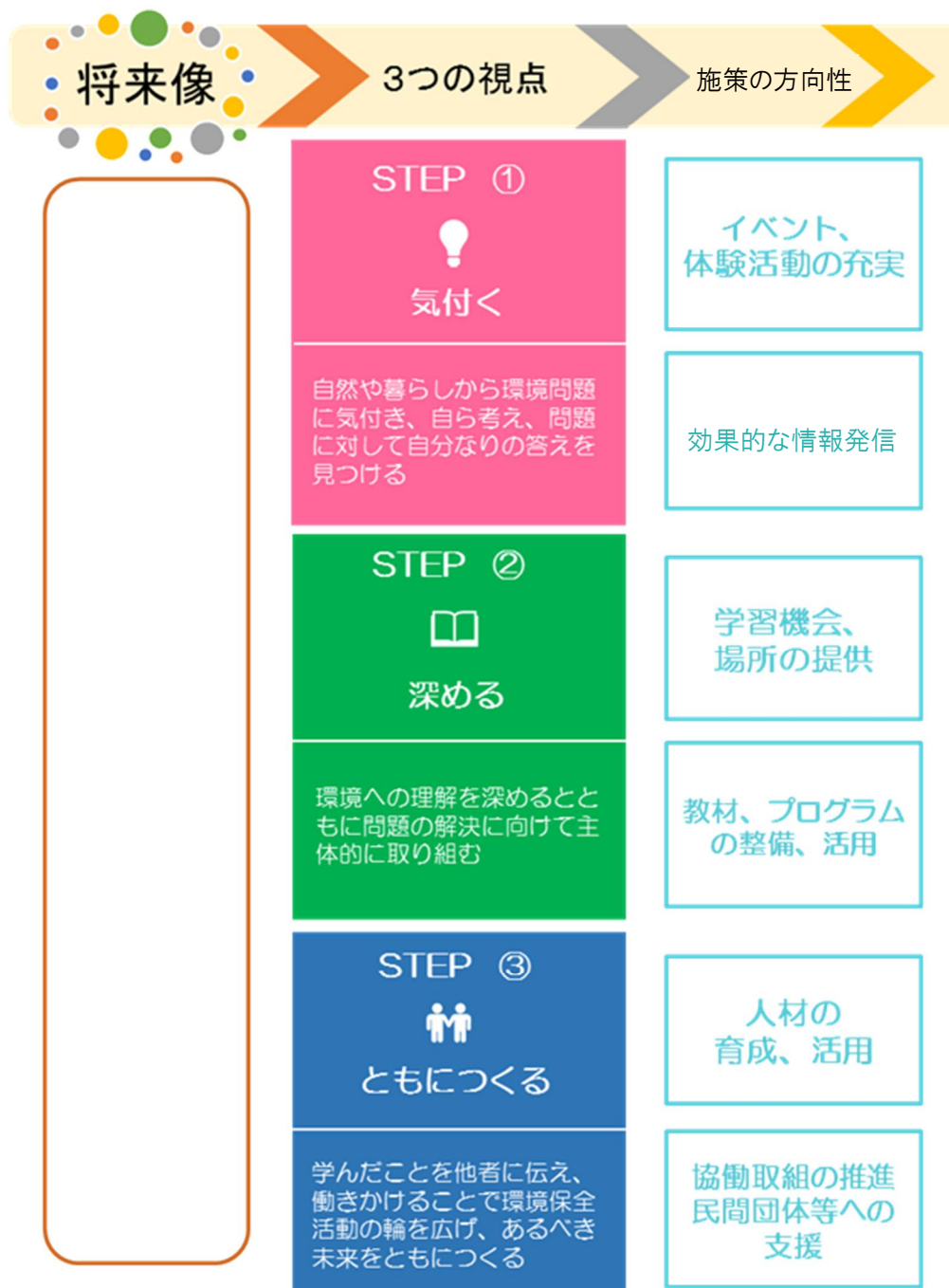


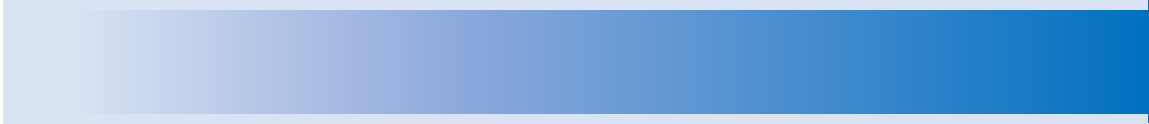
STEP3 ともにつくる

環境問題は、個別の活動で解決できるものではないため、周囲に働きかけ環境保全の活動を広げる人を育むための協働取組の推進、民間団体への支援など「学んだことを他者に伝え、働きかけることで環境保全活動の輪を広げ、あるべき未来をともにつくる」ことができる人・地域づくりを推進します。

第Ⅳ章 厚木市の施策体系

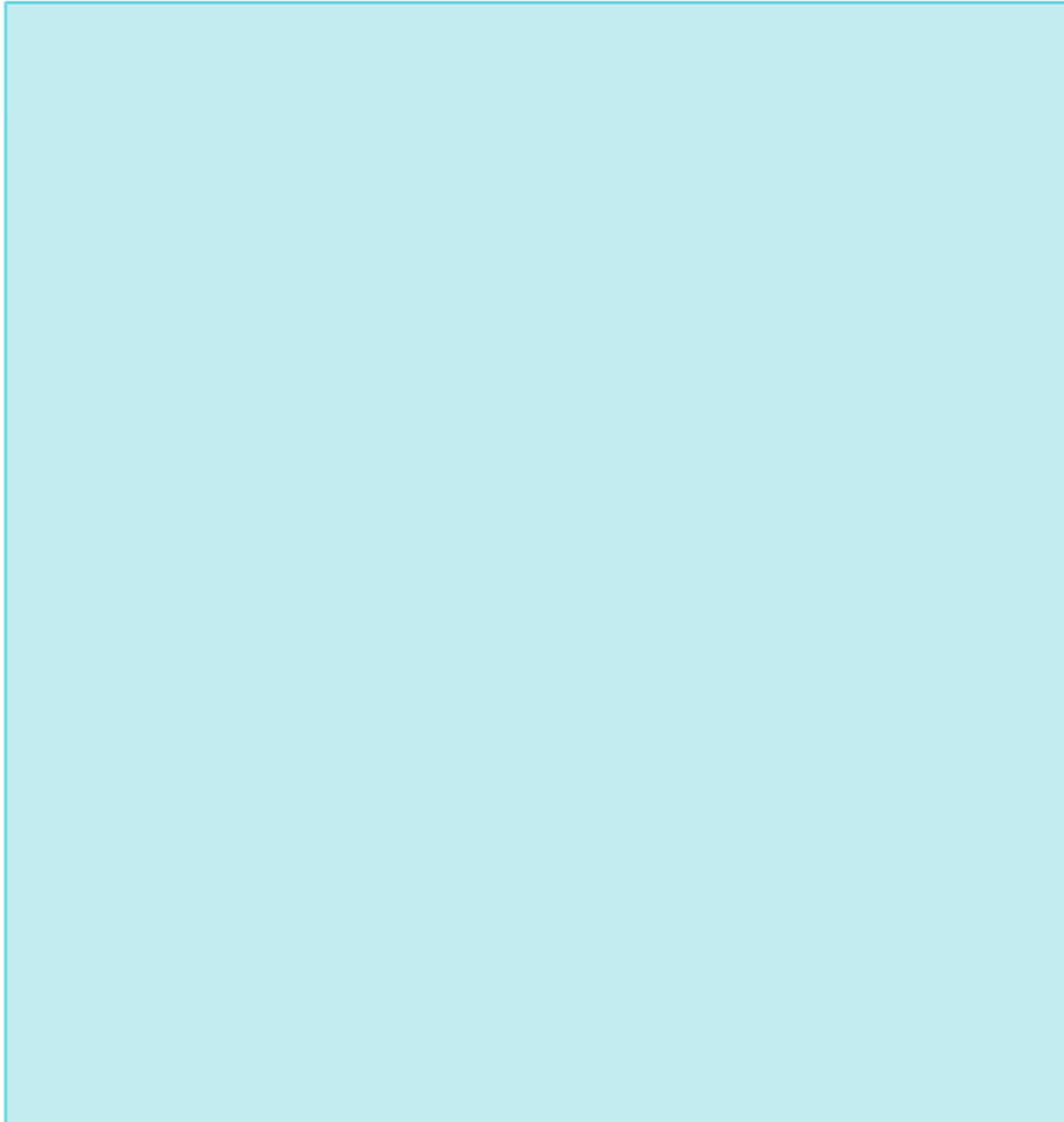
本計画では、以下の体系に沿って環境教育を推進します。





具体的な
施策

具体的な施策



1 施策の方向性

イベント、体験活動の充実

イベントや体験活動は、自然に触れあい、身近な課題について学ぶなど、環境問題等について体験、学習することで、環境について理解するチャンスです。市では、環境学習講座やエコツアーを始め、多様な分野でイベントや体験活動の実施に努めていますが、更なる充実を図り、環境を楽しく知る機会を積極的に提供します。

主な施策

- ◆ 環境学習出前講座、エコツアーの実施
- ◆ 環境フェアの開催
- ◆ ごみの減量や資源化に関する出前講座の実施

効果的な情報発信

主な施策

第Ⅴ章 進行管理

計画の実効性を確保するために、PDCA サイクルに基づき、厚木市環境教育等推進協議会が取組の評価、見直し等の進行管理を継続的に行い、毎年度点検し、評価結果を公表します。

- 1 厚木市環境教育等行動計画に係る取組結果報告書（毎年度）の作成・報告
個別施策を実施する担当課は、各個別施策の取組状況について、当該年度の取組内容、実績、次年度の取組予定を計画の主管課に報告します。
- 2 厚木市環境教育等推進協議会への報告
各課の取組結果を基に「厚木市環境教育等行動計画年次報告書」を作成し、厚木市環境教育等推進協議会に報告します。
厚木市環境教育等推進協議会は、報告を受け、取組結果の評価を行います。
各担当課は、評価を受け、必要に応じて次年度の事業の見直しや評価の反映を行います。

